

2025 年日本国際博覧会協会

People's Living Lab 促進会議への提案

**万博を機に
規制・ルールにかかる新たな基盤整備を**

2020(令和2)年3月 23 日

関西経済同友会 大阪・関西 EXPO2025 委員会



I. はじめに

大阪・関西万博はゴールではなく、あくまでも未来社会への通過点である。我々は、2025年のその先を見据えて関西・日本がどうあるべきかを考え、そこから逆算して、万博で「いのち輝く未来社会」を世界に示さなければならない。そのためには、2025年の先にある未来に資する新技術・新事業の実装が不可欠である。しかしながら、既存の規制が足かせになり、また時にはルールが未整備であるがゆえに、わが国においては新しいアイデアがスピーディーに事業化されにくい状況にある。

PLLにおける提案募集は以上の認識に基づいたものであり、当会も会員から寄せられた意見・アイデアを別紙のとおり提出する。それとともに、大阪・関西 EXPO2025 委員会の議論において、個々の規制改革・ルール策定の根底となる基盤整備が必要との認識が示されたことを踏まえ、以下に2つの提案をするものである。

また、これとは別に、万博期間中のゲートオープン直後などにおける来場者集中を抜本的に解消する方策が求められていることに鑑み、1つのアイデアを示すこととした。

II. 未来社会の実験場において求められる規制改革・ルール策定に関する基盤整備の提案

提案1 技術・事業のイノベーションを促す規格・許認可・知財の基盤作り

様々な未来社会のアイデアの実証・実装に共通する基盤としての標準規格・規制、知的財産権に関わる制度整備を求めたい。

1-1. 国内外の標準規格や規制に関わる国内審査の一元化

PLLに提案されたアイデアを商品やシステムとして開発し、実装するためには、多くの規制や標準規格をクリアする必要があると、時間的な制約が大きな課題となる。

例えば、「無線機能搭載の電子機器」を開発・実装しようとした場合、関係法令である「電波法」は総務省が、「電気用品安全法」は経済産業省が管轄している。事業者は法令に従い、第三者認証機関である「一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）」や「一般財団法人電気安全環境研究所（JET）」などの審査を受けることになる。審査には多くの書類や試験機器を提出せねばならず、多大な労力と費用が発生する。さらに、両方の審査機関から認可がおりるまでは、事業が停止することとなる。

これは「万博会場への実装」に留まらず、わが国において新規事業化の障壁が高く、ビジネス機会の喪失が頻繁に起こりかねないということを示している。また、海外への展開を見据える場合、国内審査機関への書類提出に加え、相手国ごとに異なる標準規格や規制をクリアし、認可

を得るための、より複雑で膨大な作業が発生する。相手国の承認作業の負担軽減等を目的とした、相互認証協定（MRA）はあるものの、その効果は限定的である。

そこで、PLL での提案項目に関する「審査窓口の一元化」を提案する。

一つの事業で、国内規格である JIS¹規格と、国際規格である ISO²規格や IEC³規格など、複数の規格が関連してくる場合でも、一つの審査機関に書類を提出すれば、迅速な一括処理が可能になるよう体制整備をして頂きたい。これにより、万博会場への実装に不可欠なスピード感が飛躍的に高まることが期待できる。

もっとも、一元化のための新たな審査機関の設置は屋上屋を重ねることになるため、既存審査機関における横連携を基本としてもらいたい。また、これを諸外国の規格・規制機関とも協力して行うことで、PLL で実装段階に至ったものを海外に展開できるよう、あらかじめ布石を打っておくことが極めて重要と考える。

このようにして出来上がった一元化基盤を万博終了後も活かしていくことは、わが国の課題である新技術実装・新事業展開の迅速化に大いに資するものと期待される。

1-2. 日本主導による知的財産権の新しい国際ルール制定

過去に開催された万博は、多くの場合、当時の最先端技術の発表の場であった。同時に、1878年のパリ万博の経験から 1883年に工業所有権の国際的保護を定めたパリ条約が締結されたことに象徴されるように、万博はイノベーションと知的財産保護制度の確立とが同時並行で進む場でもあった。

大阪・関西万博においても、G20 の成果である大阪トラックに加え、グローバル化、産業構造変化などの第 4 次産業革命に応じた、知的財産権にかかる新たな国際ルールを、日本主導でとりまとめ、「大阪条約」として締結することを提案する。

なお、ルール作りとは別に、国内中小企業の新規開発を促進する観点で、万博に関連したものに関しては特別な助成を行うと同時に、知的財産権に関して優先的な審査を行うなど最大限の便宜を図り、場合によっては申請費用や登録料等の関連諸費用の減免も考慮して頂きたい。

¹ Japanese Industrial Standards : 日本産業規格

² International Organization for Standardization : 国際標準化機構

³ International Electrotechnical Commission : 国際電気標準会議

提案2 データ利活用に必要なインフラや管理主体の整備、ポリシーの設定

2-1. データ取得のための基盤整備

万博会場における5G、あるいは2025年時点で標準になっていると想定される5G以上の通信インフラと、会場内のカメラや気象データ、位置データ、バイタルデータ等のセンサー・ネットワークの整備は、データ利活用に関わる事業アイディアの基盤・前提となるものである。どのようなデバイスが公的に整備され、どのようなデバイスが参加者側の設置が前提となるのか、可能な限り早期に明らかにして頂きたい。

2-2. データ保全・活用のための管理主体整備

会期中に取得した来場者データは、大阪・関西万博の「レガシー」であり、万博終了後も、社会課題の解決、Well-Being 社会の構築等を目的として活用されていくことが望ましい。そのため、データ管理主体は、万博会期中のみならず、万博終了後も取得データの保全と活用促進を担うことを前提とし、整備されるべきである。

また、データの利活用促進の観点から、民間企業等、データを使う側の要望に対応していく必要があり、管理主体は、官民共同で構成されることが重要である。ただし、官民双方から多数の組織が関与すると機動性が低下する懸念があるため、必要最小限のメンバーに限定することが現実的である。

PLL において、取得データの管理主体に関する提案がある場合には、以上のような点を考慮に入れて頂きたい。

2-3. データ利活用のためのルール・ポリシー設定

万博会場において2,800万人のビッグデータを取得できる可能性やメリットに注目するだけでなく、基礎となる細部や克服しておくべき課題についても正確に認識し、開催までに詰めておく必要がある。

とりわけ、来場者からのデータ取得（＝来場者側からすればデータ提供）を行う際は、提供者の同意を得る必要がある。この取得方法を、データの種類によって分かりやすく分類しておくべきである。例えば、匿名の位置情報と個人が特定できる形での生体情報では、自ずと同意のレベルが異なってしかるべきである。

そこで、来場者データを、

①個人属性と紐付けない位置情報

②生体情報等、情報提供者に対する積極的な意思確認が必要な情報

に分け、①はチケット팅の際の条件とする一方で、②は同意しない来場者が取得を拒否できるルールをあらかじめ設定することを提案する。（例えば一定のデバイスを装備するもしくは特定の位置に立たないとデータが取得できないなど）

また、

③データを破棄する場合、

④匿名化などの措置を施したうえで流通させる場合、

などのケースに応じて、国際的に通用するルールを策定することにより、大阪トラックを実現し、万博のレガシーとして頂きたい。

これらの事項については、何とかなるはずといった楽観的なアプローチではなく、責任者、何をもって解決とするのかの定義、解決までの期限を定め、必要に応じて立法措置を講じる等の体制整備を図ることが不可欠である。

Ⅲ. 来場者集中を抜本的に解消するアイデア

提案3 24時間開場で国内外の人がいつでも参加できる万博に

開催期間において最も懸念される事項のひとつとして、朝一番のゲートオープン時に来場者が集中することが挙げられている。

この解決方策の一つとして「24時間開場」を提案する。

24時間化のメリットとして次のようなことが考えられる。

- ①「朝一番」という概念がなくなる。来場者は混雑する時間を避けて来場することが可能となる。同時に、「ゲートクローズ時」の帰宅混雑も緩和される。
- ②時差の制約が緩和され、「誰ひとり取り残さない万博」実現のきっかけとなる。例えば、難民キャンプと万博会場をつなげる時、現地の昼間時間帯を設定し、開催することが可能となる。
- ③海外からの来訪者は関西空港到着後、シームレスに夢洲にアクセスすることで、時差を気にせず来場することが可能となる。

24時間開場に関しては交通機関の安全・騒音対策など超えるべきハードルもあるが、①実施期間を来訪者集中日に絞る、②夜間等、極端に来場者が減る時間帯は閉場する、なども考えられるところである。登録申請書には一応の開場時間が掲載されている（※）が、ここをフレキシブルに捉えて、混雑問題を乗り切って頂きたい。

※（参考）登録申請書の記載

3. 4 事業計画

3. 4. 1 開場時間

大阪・関西万博のゲート開場時間は、9:00～22:00とする。ただし、特定の日（例えば、ナイトイベントを実施する場合）は、開場時間を延長することも検討していく。

開場時間は、会場アクセスの詳細な検討の結果、特別規則制定時に変更する可能性がある。

以上

参考資料

I. 関西経済同友会会員から同友会を通して提案された未来社会のアイデア

1. 会場設計
「無停電電源」「来場者向け多言語案内表示サービス」「迷子対策」「シェアサイクル」「緊急呼び出し」「大型 LED 照明」「資材盗難抑止」「来場者管理」
「3次元情報を利用した運営シミュレーション」
2. 環境・エネルギー
「エネルギー・マネジメント」「水素社会のショー・ケース」「CO2 フリー電力」
「再生可能エネルギー」
3. 移動・モビリティ
「充電器」「無人飛行機」「自律型水上輸送」「自動運転」
4. 情報通信・データ
「広域 Wi-Fi 網」「会場内通信網」「家電遠隔操作」「通信ケーブルの鳥獣害対策」
5. 会場内エンターテインメント
6. その他
「24 時間開催体制」「21 世紀型知財の国際ルール の 制定」
「分野を限定せず実証・実装、展示、イベントの受け入れ」「デジタル地域通貨」
「顔認証」「会場の空中権の活用」「1970 年万博記念公園の活用」

II. 規制緩和・規制改革が必要と予想されるアイデアと対応する規制・法規の例

(規制・法規は例示であり、網羅されたものではない)

- 「水素社会のショー・ケース」「CO2 フリー電力」：固定価格買取制度
- 「無人飛行機」：航空法、空港法
- 「自律型水上輸送」：船舶安全法、船舶職員法、海上衝突予防法
- 「自動運転」：道路交通法、車両法
- 「広域 Wi-Fi 網」：電波法
- 「24 時間開催体制」：旅客自動車運送事業法、航空法、出入国管理及び難民認定法
- 「21 世紀型知財の国際ルール の 制定」：特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法
- 「デジタル地域通貨」：紙幣類似証券取締法
- 「会場の空中権の活用」：都市計画法

関西経済同友会会員から同友会を通して提案された未来社会のアイデア

提案-01	会場に AC100V 無停電電源を供給
提案-02	地上設置型機器を有効活用した案内表示サービス
提案-03	お子見守り
提案-04	シェアサイクル等の管理
提案-05	緊急呼び出し
提案-06	スポーツ競技場向け大型 LED 照明設備
提案-07	資材盗難抑止システム
提案-08	ストアウォッチ
提案-09	エネルギーマネジメントシステムの提供
提案-10	各施設の電力消費量の見える化
提案-11	EV 充電認証課金システム エコ Q 電
提案-12	広域 wi-fi 網の形成
提案-13	構内通信網構築
提案-14	スマートスピーカーと連携した家電操作システム
提案-15	ピコケーブル（金属管光ファイバーケーブル）鳥害虫対策用
提案-16	BIM/CIM モデルを活用した会場建設から管理までのトータルソリューション
提案-17	「水素社会のショーケース」の構築
提案-18	オールジャパンによる「オール CO2 フリー電力」等の活用
提案-19	大阪・関西万博の 24 時間体制での運営
提案-20	大阪府立万国博覧会記念公園を活用した実証・実装、展示、イベント
提案-21	高高度無人飛行機を活用した「空からのちを守る」インフラ提供
提案-22	水都大阪に相応しい自律型水上輸送システムの実装
提案-23	Noh for SDGs ～ 日本の伝統芸能で持続可能な社会の実現を！
提案-24	RE100 EXPO の実現
提案-25	デジタル地域通貨をハブとした大阪・関西スマートシティ構想実現
提案-26	国内外の標準規格や規制に関わる審査の一元化
提案-27	第 4 次産業革命に対応した 21 世紀型知財の国際ルールの制定
提案-28	会場内ドローンの空中給電システム
提案-29	人とロボットが共生する未来社会の実現に向けた規制緩和と整備
意見①～⑦	関西経済同友会 大阪・関西 EXP02025 委員会 副委員長・委員からの意見